



鶏などの鳥類を飼養する皆様へ～

鳥インフルエンザの 侵入防止対策に 御協力下さい！

11月23日に県内で回収された死亡白鳥から、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

この病気が、飼養される鶏などに感染すると、殺処分や鶏の移動の制限など養鶏業界に大きな被害を及ぼします。

県内での発生を防ぐため、次の衛生対策に御協力下さい。

- 鳥小屋への野生動物侵入防止のため、防鳥ネットや金網で覆いましょう！
- 鳥小屋に出入りする際は、手洗い及び靴底を消毒しましょう！
- 飼養している鳥に異状がある場合は、家畜保健衛生所へ連絡しましょう！

～ 消毒の方法などについては、

最寄りの家畜保健衛生所に御相談下さい～

盛岡・宮古地域 : 岩手県中央家畜保健衛生所 (TEL 019-688-4111)
花巻以南地域 : 岩手県県南家畜保健衛生所 (TEL 0197-23-3531)
二戸・久慈地域 : 岩手県県北家畜保健衛生所 (TEL 0195-49-3006)